

主な議案の概要

○令和2年度熊本市一般会計補正予算 総額 91億767万円

<主な内容>

- 新型コロナウイルス感染症対策経費…………… 10億2,800万円
- 産地パワーアップ事業…………… 6億6,355万円
- 交通事業会計繰出金(コロナ影響分)…………… 2億3,340万円
- 学校教育活動継続経費…………… 1億7,440万円
- 県営農業水利施設保全合理化事業負担金…………… 1億6,013万円
- 失業者緊急雇用促進事業 …………… 1億5,300万円
- 港湾整備事業負担金…………… 1億3,580万円

○令和3年度熊本市一般会計予算 総額 3,750億円

<主な新規事業の内容>

- 新型コロナウイルスワクチン接種経費…………… 20億9,000万円
- ビジネス支援拠点整備事業…………… 1億5,010万円
- 保育所等におけるICT化推進事業…………… 8,060万円
- 熊本駅新幹線口駅前広場交通対策経費…………… 6,000万円
- 里親養育包括支援事業…………… 5,600万円
- 食料産業・6次産業化支援事業…………… 5,500万円
- 子どもの読書環境整備事業…………… 4,900万円
- 日勤救急隊整備経費…………… 4,300万円
- 新たな日常に向けたデジタル市役所推進経費…………… 4,000万円
- 花畑広場開業関連経費…………… 3,990万円
- 就職氷河期世代支援事業…………… 2,612万円
- ICTを活用した健康コミュニティづくり推進経費…………… 2,000万円

●…衛生費	●…農林水産費	○…諸支出費	●…教育費
●…商工費	●…民生費	●…土木費	●…消防費
			●…総務費

○熊本市手数料条例の一部改正について

個人番号カードを利用して証明書等自動交付機を介して交付する証明書等を追加することに伴うもの。

<改正内容>

納税証明書の交付を個人番号カードを利用して証明書等自動交付機を介して行う場合における手数料 400円 → 200円

<施行日>

令和3年(2021年)6月1日

○熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部改正について

放課後児童健全育成事業の利用者負担金の見直しを行うため。

<改正内容>

利用者負担金の額の改定

現 行:児童1人につき月額4,300円(2人目以降の児童については、月額2,150円)
改正後:児童1人につき次のとおり

利用区分	負担額の月額
8月以外の月の利用	5,000円 (午後6時までの開所時間を延長して利用する場合は6,200円)
8月の利用	9,500円 (午後6時までの開所時間を延長して利用する場合は10,700円)

※2人目以降の児童については、2分の1の額

<施行日>

令和3年(2021年)10月1日

○熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)の施行による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。)の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を見直すため。

<改正内容>

本市の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。

※ 省令の主な改正内容

- (1) 感染症等の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。
- (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、担当職員に対する研修等の措置を講ずること。
- (3) 利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。
- (4) その他

<施行日>

令和3年(2021年)4月1日

○熊本市介護保険条例の一部改正について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)の施行による介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正及び熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しに伴い、保険料率の改定をする等のため。

<改正内容>

- 1 保険料率の改定
年額40,560円から170,352円まで
→ 年額38,400円から161,280円まで

※ 第1号被保険者のうち所得段階が第1段階、第2段階又は第3段階に該当する者の令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの各年度における保険料率の軽減

- (1) 第1段階に該当する者
年額 38,400円 → 23,040円
- (2) 第2段階に該当する者
年額 48,000円 → 28,800円
- (3) 第3段階に該当する者
年額 57,600円 → 53,760円

2 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の改正による低未利用土地等の長期譲渡所得の課税の特例の新設に伴い、第1号被保険者の合計所得金額の計算方法に係る規定を整備する。

3 地方税法(昭和25年法律第226号)の改正による所得控除の見直しに伴い、給与所得又は公的年金等に係る所得を有する第1号被保険者については、令和3年度から令和5年度までに限り、合計所得金額の計算において給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除することとする。

<施行日>

令和3年(2021年)4月1日

○熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部改正について

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)の施行による食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)の一部改正等に伴い、手数料の新設等をするため。

<改正内容>

1 食品衛生法施行令の改正による営業許可業種の見直しに伴う手数料の新設、廃止等

- (1) 手数料の新設
調理の機能を有する自動販売機による営業許可申請 9,600円など
- (2) 手数料の廃止
冰雪販売業許可申請(届出制に移行)など
- (3) その他既存の手数料に係る項目の統合
菓子製造業 → 菓子製造業 など
あん類製造業

2 熊本県特定食品衛生条例(昭和50年熊本県条例第25号)の廃止に伴う手数料の廃止等

3 手数料の改定

- (1) 調理の機能を有する自動販売機による営業許可申請
9,600円 → 10,200円
- (2) 菓子製造業許可申請
14,000円 → 15,000円 など

<施行日>

改正内容1及び2 → 令和3年(2021年)6月1日

改正内容3 → 令和4年(2022年)4月1日



○くまもと街なか広場条例の制定について

市民等に憩い及び集いのための場を提供することにより、中心市街地の新たなにぎわいを創出するためのくまもと街なか広場を設置するため。

<制定内容>

- 1 位置 熊本市中央区花畑町7番7号
- 2 使用許可、使用の不許可、使用許可の取消し等
- 3 使用料



使用時間区分 広場区分		午前 午前9時から正午まで	午後 午後1時から午後5時まで	夜間 午後6時から午後9時まで	延長・繰上げ 1時間当たり
全面	平日	142,200 円	189,600 円	142,200 円	47,400 円
	休日等	185,100 円	246,800 円	185,100 円	61,700 円
区分1	平日	82,800 円	110,400 円	82,800 円	27,600 円
	休日等	110,400 円	147,200 円	110,400 円	36,800 円
区分2	平日	27,000 円	36,000 円	27,000 円	9,000 円
	休日等	35,100 円	46,800 円	35,100 円	11,700 円
区分3	平日	24,000 円	32,000 円	24,000 円	8,000 円
	休日等	30,000 円	40,000 円	30,000 円	10,000 円
区分4	平日	24,000 円	32,000 円	24,000 円	8,000 円
	休日等	30,000 円	40,000 円	30,000 円	10,000 円
サンクン ガーデン	平日	午前9時から午後9時まで 2,700 円			270 円
	休日等	午前9時から午後9時まで 3,500 円			350 円

4 行為の禁止、入場の禁止等、目的外使用等の禁止、保安の責任、広場の職員の指示等

5 原状回復の義務、損害賠償の義務

6 指定管理者の指定及び指定管理者による管理に関する事項

7 利用料金 使用料の額に100分の150を乗じて得た額を超えない額の範囲内において市長の承認を受けた額等

<施行日>

令和4年(2022年)7月1日(使用許可等については、同年1月1日ほか)